

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

17期(1963/昭和38年)

## 一等弁護士を目指して



会員 吉原 省三 (17期)

司法研修所（以下「研修所」という）は当時千代田区紀尾井町にあった。都電が走っていたが、多くの修習生は四ツ谷駅から歩いて通っていた。17期の修習生は445名で9組に分かれ、私は6組であった。

都電にテクシー研修所通い

腕に重たいボロカバン

出さなきゃよかった今度の起案

これが苦勞の始めでしょうか

これは、当時の流行歌の替歌で誰が作詞したのかは知らないが、少なくとも6組の雰囲気はこれとは反対で明るなものだった。最初は定められた席に座って講義を受けることに少々とまどったがすぐに慣れて、修習生には権利があって義務がなく、ただ罷免という不利益があるということがわかった。何よりも午後4時には解放されるので、これで給与さえ高ければ一生やっけてもよいと話し合ったものである。

前期は、民裁が吉江清景教官、刑裁が小松正富教官、検察が小村保秀教官、民弁が藤井幸教官（東弁）、刑弁が栢田光教官（一弁）であった。当時何を修習したかについてはほとんど記憶がないが、ただ進路については実務修習でいろいろ経験してそのうえで決めればよいと言われたことを覚えている。それから藤井教官が自作の「川柳いろはかるた弁護士」と題する冊子を配られた。これには一等弁護士と三等弁護士それぞれについて47句ずつあり、一等弁護士の「い」は「依頼者に嘘を言わせぬコツを知り」であり、三等弁護士の「い」は「依頼者の言うまま呑んで恥をかき」であった。この

冊子は今も手許にあって時々読んで納得している。

実務修習地は東京で、民裁では判決書きの見習いのようなことをやっていた。刑裁では法廷傍聴が多かったが、あるとき売防法違反の客引きで起訴されている前科の数回ある被告人の弁護人が、弁論で「被告人は深く反省し再びこのようなことをしないと申しております。裁判長、もう一度だまされましょう。何卒寛大な御判決をお願いします」と言ったのには、こういう弁論の仕方もあるのかと思った。検察修習は大部屋で、夕方になるとよく酒を飲んだことしか覚えていない。弁護修習は五十嵐太伸先生（東弁）の事務所に配属された。

夏期合研は赤倉であった。保養地であり軽い気持ちで出かけたところ、相当しぼられた記憶がある。

後期は、民裁が伊東秀郎教官、民弁が小峰長三郎教官（東弁）に替わられた。修習生は前期よりも皆大人びた感じで、真面目に起案に取り組んでいた。しかし、当時は二回試験の落第の例もなく、進路も前期の教官の言を信じてか、あくせくしていなかったようである。

一昨年、研修所終了50周年を記念して、17期生全体の記念大会を開催したところ、109名の同期生が集まった。教官で御存命の方は1名（当時）であり、6組では11名が他界されていた。50年前の修習のことは具体的にはほとんど覚えていない。しかし、私が今日法曹の一員としてあるのは研修所の2年間の研修のお陰である。そして、三等弁護士にはならず、できるだけ一等弁護士に近づこうとしているのである。